

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の一部改正に伴う
厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正理由

マンションの管理及び再生の円滑化等のための措置を講ずる「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律案」が令和7年3月4日に閣議決定され、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（以下「法」という。）が令和8年4月1日に改正されるため、法改正への対応として、厚木市建築関係手数料条例（以下「条例」という。）の一部改正を行います。

2 改正内容

(1) 許可対象の追加に対する文言の修正

従前より、要除却認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションについて、特定行政庁の許可により、容積率制限を緩和することができました。

今回の法改正により、要除却等認定を受けたマンションの更新がされるマンションが許可対象として追加されることに伴い、条例の文言を改正するものです。

(2) 緩和項目の追加に対する文言の修正

従前より、要除却認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションについて、特定行政庁の許可により、容積率制限を緩和することができました。

今回の法改正により、緩和項目として高さ制限が追加されることに伴い、条例の文言を改正するものです。

3 施行日

令和8年4月1日（法改正施行日）

4 条例改正のスケジュール

- (1) 経営戦略調整会議（10/1）
- (2) 経営戦略会議（10/8）
- (3) 例規審査会（10/22）
- (4) 12月定例会議に提案（11/28）

(5) 改正条例の施行予定日 令和8年4月1日（法改正施行日）

5 周知について

市ホームページへの掲載など

6 その他

(1) 市民参加手続について

法令で定められる基準の変更に伴う条例改正であることから、厚木市市民参加条例（平成24年厚木市条例第1号）第6条第7項第1号の規定に基づき省略します。

(2) 金額について

許可対象及び緩和項目が拡大されるが、許可要件は、従前の「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつその建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることより市街地の環境の整備改善に資すると認められるか」から変更がありません。よって審査内容及び審査所要時間に変更が無いため、金額は従前のままとします。

また、当該許可に係る手数料は、県内特定行政庁全て同額であり、本改正による金額の変更がない旨を確認済みです。